

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町定数外職員取扱規則（平成28年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2看護師の項中

町立厚岸病院及び介護老人保健施設	11,720円以内	1,466円以内
町立厚岸病院及び介護老人保健施設 (日勤)	11,720円以内	1,466円以内
町立厚岸病院及び介護老人保健施設 (夜勤)	15,670円以内	—

に改

め、同表准看護師の項中

町立厚岸病院及び介護老人保健施設	10,610円以内	1,327円以内
町立厚岸病院及び介護老人保健施設 (日勤)	10,610円以内	1,327円以内
町立厚岸病院及び介護老人保健施設 (夜勤)	14,560円以内	—

に改

める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。